

恵那市太陽光発電設備設置に関する条例の手引き

【はじめに】

恵那市太陽光発電設備設置に関する条例は、「太陽光発電設備設置事業のうち、周辺の環境や自然災害への影響が懸念される事業の防止を図り、環境の保全及び市民の安心で安全な生活に寄与すること」を目的としております（条例第1条）。

太陽光発電設備をはじめとした再生可能エネルギーは脱炭素社会に向けて欠かせないものです。しかし、周囲に迷惑をかける設備は望ましくありません。恵那市では、安心安全かつ事業者と周辺の住民が良好な関係を保ち、太陽光発電事業を行えるよう本条例を制定しました。



【それぞれの責務】

この条例では、市長、事業者、土地所有者についての責務を以下のように定めています。

市長の責務（条例第3条）	● 条例の適正かつ円滑な運用が図られるように必要な措置を講じる。
事業者の責務（条例第4条）	● 太陽光発電設備設置事業の実施に当たり、関係する法令、条例、規則等を遵守する。 ● 恵那市における環境保全に係る支障の防止と地域住民等との良好な関係を保つよう努める。なお、設置完了後においても同様とする。
土地所有者の責務（条例第4条の2）	● 自己または第三者が、所有地で事業を検討しているときに災害の発生を助長、良好な景観、生活環境を損なうおそれがある場合は、土地を使用しない、又は使用させないように努める。 ● 事業を実施した場合は、自然環境の破壊、災害や生活環境への被害などが発生しないように、事業に使用した土地を適正に管理する。

【設置が適当でない区域】

周辺の環境や自然災害への影響が懸念される区域を「設置が適当でない区域」として「恵那市太陽光発電設備設置に関する条例施行規則」で指定しています。（条例第6条）

(1) 砂防指定地 協議先 【県】 恵那土木事務所	(2) 地すべり防止区域 協議先 【県】 恵那土木事務所
(3) 急傾斜地崩壊危険区域 協議先 【県】 恵那土木事務所	(4) 土砂災害特別警戒区域 協議先 【県】 恵那土木事務所
(5) 土砂災害警戒区域 協議先 【県】 恵那土木事務所	(6) 土砂災害危険箇所等 ┌ 土石流危険渓流 ├ 急傾斜地崩壊危険箇所 └ 地すべり危険箇所 協議先 【県】 恵那土木事務所
(7) 保安林 協議先 【県】 恵那農林事務所	(8) 山地災害危険地区（調査地区含む） ┌ 崩壊土砂流出危険地区 ├ 地すべり危険地区 └ 山腹崩壊危険地区 協議先 【県】 恵那農林事務所
(9) 浸水想定区域 協議先 【県】 恵那土木事務所	(10) 水道水源保護地域 協議先 【市】 上下水道課

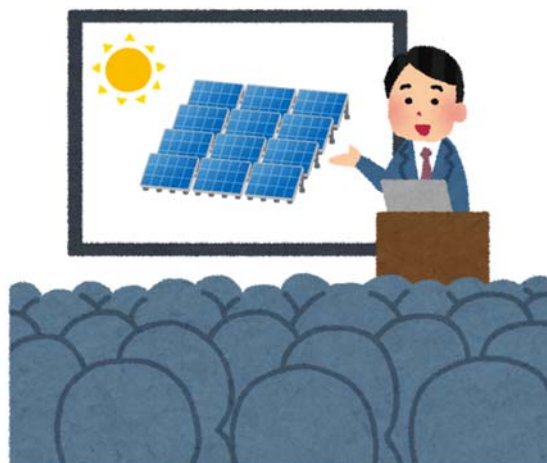
※対象区域については、上記の協議先にてご確認ください。

恵那土木事務所、恵那農林事務所 TEL:0573-26-1111

恵那市役所上下水道課 TEL:0573-26-2111（内線：216）

【地域住民及び近隣関係者への周知・説明】

事業者は市へ開発協議申請を行う前に、地域住民及び近隣関係者へ事業を実施することの周知をしなければいけません。また、地域住民及び近隣関係者は必要に応じて、事業者の説明会の開催を求めることができます。事業者は説明会の開催を求められた場合には、これに応じなければなりません。（条例第8条、第9条）



【協定の締結】

地域住民や近隣関係者は太陽光発電設備設置事業に対して、災害の防止や生活環境の保全などの必要な事項について、事業者と協定の締結を求めることができます。事業者が太陽光発電設備を設置する際に、守ってほしい約束などを協定という形で事業者に取り付けることができます。（条例第9条の2、第9条の3）

協定のひな形及び協定内容の例文は、市役所HP、都市整備課窓口にて配布しています。必要な場合はお問い合わせください。



【助言】

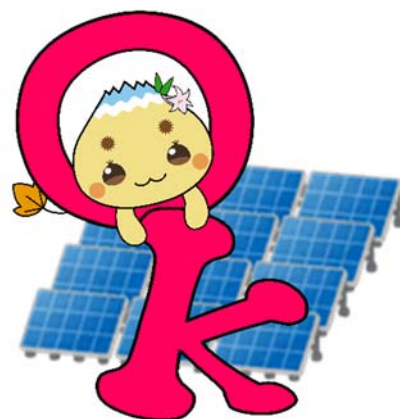
市は、事業者や地域住民、近隣関係者に助言を行うことができます。「事業者とまったく折り合いがつかず、話がまとまらない。」など、事業者と地域住民や近隣関係者の間で良好な関係を維持するのが難しい場合に市が間に入って、円滑に話し合いが進められるようにします。（条例第17条の2）

助言が必要な場合は、都市整備課にご相談ください。

【適正な管理】

太陽光発電設備の所有者は、適正な管理に努めなければいけません。標識の設置、設備周辺の草刈り、排水設備の清掃、事業地内に人が入れない柵を設置するなどです。（条例第14条、第15条）

近隣に管理されていない太陽光発電設備がある場合は、市が指導します。設備が管理されていないことが分かる写真及び設置場所の地図をお持ちのうえ、都市整備課窓口へお越しください。



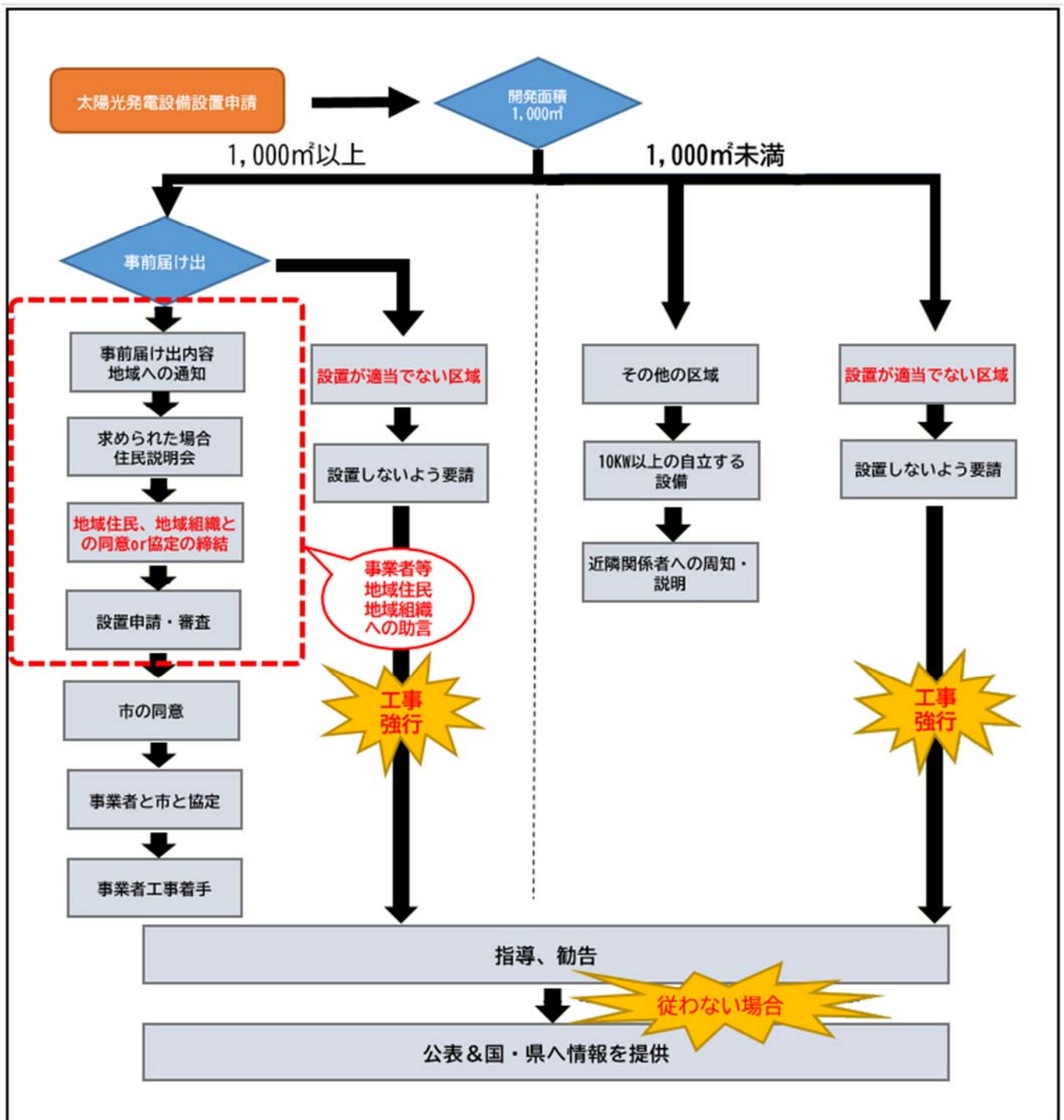
【悪質な事業者への対応】

市は必要に応じて、事業者及び太陽光発電設備の所有者に対して、適切な措置を講ずるよう指導を行うことができます。（条例第17条）以下のような事例は指導の対象としています。

- （例）・設置が適当でない区域に無届で設置しようとしている。
- ・地域住民や近隣関係者に事業の同意を強要してくる。
- ・明らかに事前の説明とは内容の異なる事業を行っている。
- ・協定の内容を守らずに事業を行っている。

その他のことについても相談は可能ですので、不適切な事案等ありましたら都市整備課窓口へお越しください。

【太陽光発電設備設置に関する条例手続きフロー図】



～太陽光発電設備設置事業及びこの手引きに関するお問い合わせ～

恵那市役所建設部リニア都市計画局都市整備課

〒509-7292 岐阜県恵那市長島町正家1丁目1番地1

TEL : 0573-26-2111 (内線 : 244、238)

FAX : 0573-25-8294

E-mail : toshiseibi@city.ena.lg.jp

URL : <https://www.city.ena.lg.jp/>